（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中「附則第二十五条第七項」を「附則第二十五条第五項」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十一条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「）若しくは」を「）、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十一号。以下この条において「平成三十年改正法」という。）による改正前の」に改め、「附則第五十一条第三項」の下に「若しくは平成三十年改正法附則第四条第三項」を加え、同条第二号から第四号までの規定中「又は」を「、平成三十年改正法による改正前の」に改め、「附則第五十一条第三項」の下に「又は平成三十年改正法附則第四条第三項」を加え、同条第五号中「平成十三年統合法」を「平成三十年改正法による改正前の平成十三年統合法」に改める。

第二条第一項中「（次項において「継続厚生年金期間の要件」という。）」を削り、同条第二項を削る。

第三条第一項中「、厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加える。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第五条中「附則第六条の規定により」の下に「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する」を加え、「施行日」を「平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）」に改める。

第九条第一項第一号中「旧農林共済組合」の下に「（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。以下同じ。）」を加える。

第十四条の七中「厚生年金保険法施行令」の下に「（昭和二十九年政令第百十号）」を加える。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。」を削り、「平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項」を「同条第六項」に改め、「並びに特例障害農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第二十五条第三項第一号の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。）」を削る。

第六条第七号中「並びに特例遺族農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第二十五条第三項第一号の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金をいう。）」を削る。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第十三条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第六号ニ中「及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金」を削る。

第四十七条第九号ニ中「及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金」を削る。

第八十一条第六号ニ中「及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金」を削る。

第八十八条第三号ニ中「及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金」を削る。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項の表なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第二十七条第一項第二号ロの項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第二十七条第一項第二号ロ	管掌者	若しくは特例遺族農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金をいう。）又は
	実施者	若しくは
		月数又は当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されていた特例遺族農林年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十一号）による改正前の平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金をいう。）の額の算定の基礎となつていた期間の月数とを

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十五条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十五条第四項の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十五条第四項第一号	管掌者	若しくは特例遺族農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金をいう。）又は
	実施者	若しくは